

令和3年度第1回山形県公文書等管理委員会 議事概要

- ・ 日 時／令和4年3月2日（水） 午後1時30分～午後3時30分
- ・ 場 所／山形県庁10階 1002会議室
- ・ 出席者／委 員 伊藤委員長、和泉田委員、佐藤委員、高橋委員
事務局 総務部次長、学事文書課文書法制主幹 ほか

1 開 会

2 委員長挨拶

3 報 告

(1) 公文書の管理に係る県の取組状況について

- 事務局から、公文書の管理に係る県の取組状況について報告を行った。

(2) 文書管理規程の一部改正について

- 事務局から、文書管理規程の一部改正について報告を行った。

4 協 議

令和3年度末に保存期間が満了する廃棄予定公文書ファイル等について（意見聴取）

- 廃棄予定公文書ファイル等には、個人情報や法人情報が含まれるため、公文書等管理委員会運営要領第2条の規定により、以降の協議を非公開とすることを決議した。
- 令和3年度末に保存期間が満了する廃棄予定公文書ファイル等について事務局が説明を行い、協議対象公文書ファイルの現物確認（5冊）を委員が行った。
- 協議の結果、5冊とも歴史公文書には該当しないとされた。
 - ①「精神薄弱者援護施設開設届（〇〇〇）」
 - ②「平成3年度（4年4月1日開所）精神薄弱者援護施設開所届（〇〇〇）」
 - ③「山形県道路整備長期計画調査の委託契約（東北地建）」
 - ④「山形県道路整備長期計画調査委託山形県管内」
 - ⑤「生改グループ機関紙「いずみ」第1号～17号S46～62」
- ※ 山形県情報公開条例における不開示情報該当箇所は「〇〇〇」と記載。
- 協議では、各委員から次のとおり御質問等があり、事務局が回答した。

<質疑応答等>

(和泉田委員)

協議対象公文書ファイルの「精神薄弱者援護施設開設届（〇〇〇）」、「平成3年度（4年4月1日開所）精神薄弱者援護施設開設届（〇〇〇）」について、それぞれ複数の届出が綴られているようだが、複数をあわせて「〇〇〇」あるいは「〇〇〇」というのか、それとも、複数の中でこの2つが問題になっているのか。

（事務局）

はじめに綴った開設届に、後から別施設の開設届を綴ったものである。

（和泉田委員）

全体として議論になっているのか。

（事務局）

そのとおり。

（和泉田委員）

了解した。

（高橋委員）

「生改グループ機関紙「いずみ」第1号～17号S46～62」は、県立図書館に保存されているのか。

（事務局）

確認したところ、県立図書館には所蔵されていなかった。

（佐藤委員）

「精神薄弱者援護施設開設届（〇〇〇）」、「平成3年度（4年4月1日開所）精神薄弱者援護施設開設届（〇〇〇）」について、重要な文書については、別の公文書ファイルに綴られているということで理解したが、この2冊にも計画や定款、図面など、基本的な概要が記された資料が綴られていると思うが、別に保存されている方にもこれらが綴られており、廃棄しても十分問題ないというふうに理解していいのか。それとも、それらと重複しないものなのであれば、これら単体の重要性を考えるべきではないか。

（事務局）

一部重複しないものもあるが、今回協議対象とさせていただいた公文書ファイルについて、重要かどうか、県として歴史公文書に該当するかどうかとして判断するべきと考える。その中で、県の意思決定の過程となる公文書は含まれていなかったもので、歴史公文書には該当しないものと判断した。

（佐藤委員）

公文書ファイル全体の中で、どれが重要でどれが重要でないかということ来判断すべき。そして、それをしっかり後付けられる形で一連のものを残すというのが基本的な考え方になると思う。公文書というのは、どの文書もそうだが、単体で存在しているのではなく、一連の中で考えるべきである。これは基本的な捉え方の問題として、その中で、これは軽微なものだと理解して良いということであれば、これは歴史公文書には該当しないという判断自体はそれで良いと思う。

（事務局）

何が重要かというところの判断は、昨年度の議事録を見ても、なかなか難しいなと思っているところ。佐藤委員からも貴重な御意見をいただいた。今回の公文

書ファイルについては、決裁文書がなく、回覧に供されたものであるところも1つのポイントであると考え、重要ではないと判断したものである。

(和泉田委員)

「精神薄弱者援護施設開設届(〇〇〇)」、「平成3年度(4年4月1日開所)精神薄弱者援護施設開設届(〇〇〇)」について、申請文書を読むと、「開所したのでお届けします」というものだった。「届出」というと、普通は「処分」とは関係の無いものと想像するが、文言上「届出」と言っている、内容は、申請に対する処分の前段階である申請である可能性もある。回覧に供したということだから、間違いなければいいのだが、という感想。そういう書類が複数あるが、すべてについて、本体の処分に関する文書はあって、それは廃棄せずに保存されていることが間違いなければいい。そもそもこれが重要なものに分類されるかどうかははっきりしないところ。重要性が無いという点では保存の必要が無いかもしれないが、今後のことも考えて、間違いなく処分に対する申請書類ではないこと、これに該当する処分書が別途あることが確認されていれば良い。

(事務局)

法人の認定や認可に関わる公文書は、中身を確認した上、間違いなく別の公文書ファイルにおいて保存されていることを、確認している。

(和泉田委員)

これは、当時の社会福祉事業法第57条第1項の規定に基づく都道府県への届出であるが、実際の処分は当時の第何条に基づくのかは分かるか。

(事務局)

法令については手元に資料が無いためお答えできない。次回以降、条文の判断までお示しさせていただく。

(佐藤委員)

そもそもの重要性の部分について、今後の基準にも関わるが、何らかの団体や組織、施設ができる時となくなる時に関しては、施設や団体の規模に関わらず、歴史公文書とするべきではないかと思う。ただし、変更届まで保存する必要はないと思う。他県の例を見ている、できる時となくなる時の公文書は保存しておくべきという考え方がある。

(和泉田委員)

重要性に関する基準は、基準細目17の説明に記載がある。「法人等の設立又は廃止に関するもの」は「重要な行政処分」に該当すると記載がある。

(事務局)

補足として、今回の2冊(「精神薄弱者援護施設開設届(〇〇〇)」、「平成3年度(4年4月1日開所)精神薄弱者援護施設開設届(〇〇〇)」)は、施設を設置したという、施設に関するものであり、当該社会福祉法人に関する認可関係の公文書ファイルは別にある。あくまで、施設を開所したというものである。

(佐藤委員)

そもそも基準細目17の「個人、法人等」の「等」の中に施設が含まれるか、含まれないか。

(和泉田委員)

法人であるから、設立認可のことを言っている。

(佐藤委員)

そう考えると、一つの法人で複数の施設をつくっている場合があるが、施設一つ一つをつくった場合には、そういうものも含まれないと理解すればいいのか。もちろん選定基準としてはあるが、これが金科玉条ではないと考える。

(和泉田委員)

基準細目 17(2)にかかっているというのも、それで良いのか。「個人、法人等の権利義務の得喪」だから、法人格そのものの得喪が基準細目 17(1)で、法人の施設の設置権、営業権が合法的なものとして施設を説明する権利だから、やはり基準細目 17(2)の議論になる。

(佐藤委員)

色んな施設があると思うが、そこに属してお世話になる人たちにとって、パーソナルな意味でも、また地域社会においても、重要な施設が多く含まれると思う。施設ができる時となくなる時に関しては、歴史的な意味での重要性からも、基本的な文書がまとまっているという意味からも、歴史公文書として残すべきではないかと考える。

(伊藤委員長)

佐藤委員は、「精神薄弱者援護施設開設届(〇〇〇)」と「平成3年度(4年4月1日開所)精神薄弱者援護施設開所届(〇〇〇)」を歴史公文書として残すべきという考えか。

(佐藤委員)

〇〇〇の設立に関して、他に文書があるからこちらは保存しなくていい、ということ同意していたが、もう一つの方には単に法人の設立にしか関係なく、施設の許認可の届出はここには触れられていないわけではないということか。

(和泉田委員)

法人設立の認可の文書は別途あるし、施設の設置義務の話も別途あるはず。

(佐藤委員)

私は、法人の設置認可の公文書についても重要だと考える。

(伊藤委員長)

一つ一つの施設の開設に関するものもとおいた方が良いという考えか。

(佐藤委員)

そのとおり。

(伊藤委員長)

制度上はどうなっているのか。社会福祉法人が新しい施設を作るときの認可申請とかあると思うが、審査をして決定するという決裁文書はほかにあるということか。

(事務局)

そのとおり。

(和泉田委員)

その質問には事前確認の際に、事務局から回答してもらった。出先機関の法人設立認可関係の書類は見なくて良いのかと問い合わせたら、設立許可をするのは本庁の主務課であるため、出先機関の設立関係の公文書は歴史公文書には該当しないと聞いている。

(佐藤委員)

この「精神薄弱者援護施設開設届(〇〇〇)」と「平成3年度(4年4月1日開所)精神薄弱者援護施設開所届(〇〇〇)」は本庁の文書ではないのか。

(和泉田委員)

この2冊は開所届であり、別途行政処分があるもの。

(事務局)

法人の設立については、別途公文書ファイルがある。その法人がつくっている施設については、社会福祉法の届出ということで今回の対象ファイルにあり、別途施設の設置に関しては無い。

(和泉田委員)

無いのか。

(事務局)

そのとおり。

(伊藤委員長)

届出だけで施設は開設できるということで、その開設届がこの公文書ファイルということ。

(和泉田委員)

それは法律用語上、届出になっているかもしれないが、申請に対する処分の前提となる申請の可能性もあるので、もしそうであれば、基準細目17(2)の「許可申請書」に該当する。

「協議対象公文書ファイル」の資料に、「対象となる公文書例に挙げられる許可申請書、申請内容の審査に関する公文書、処分決定に関する決裁文書などに該当しない」とあるが、この場合、「許可申請書」の可能性はある。障がい担当部署の担当者は、これが申請に対する処分の申請なのか、許可申請書なのか、分かっていると思う。

(事務局)

この点について、この場では回答できないため、担当課にも確認の上、許可申請書に該当する届出なのか、単なる届出なのかを確認させていただく。これが単なる届出であれば廃棄とさせていただき、許可申請書に該当するものであれば、歴史公文書とさせていただきたい。

(和泉田委員)

あとは、許可申請書に該当する場合であっても、重要かどうかというのものもある。

(伊藤委員長)

それでは、事務局での確認をお願いします。

(佐藤委員)

「精神薄弱者援護施設開設届(〇〇〇)」と「平成3年度(4年4月1日開所)

精神薄弱者援護施設開所届(〇〇〇)」について、そもそも我々は廃棄予定公文書ファイルのリストしか見ることができないため、実物を確認できる事務局が果たす役割は大きい。今の議論の中で、法人の設立に関する公文書は、将来、歴史公文書になる蓋然性が高いということが明らかであるため、こういった判断基準が間違いなく次の廃棄のタイミングで生かされるように、先々の歴史公文書候補を事務局の方であらかじめチェックしていくという体制を徐々に作っていただきたい。

(伊藤委員長)

それでは次に、「生改グループ機関紙「いずみ」第1号～17号S46～62」について、先ほど事務局から県立図書館には所蔵されていないということだったが補足説明をお願いします。

(事務局)

現在、県立図書館での所蔵は確認されなかったが、県立図書館で保管される対象になると考えられる。県立図書館では、機関誌や雑誌、県に関係するもの、郷土に関するものの資料ないしパンフレットを集めているということなので、この資料が公文書に該当しないということであれば、担当課から県立図書館に寄贈することもあり得ると考える。

また、当県の状況を踏まえて説明させていただくと、官報、県公報、白書といったものについては、行政情報センターに必ず保管するように制度が確立されている。また、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものは、若干重複するところもあるが、県立図書館に保管するという整理になっている。そのため、公文書にあたるものだけを公文書センターに保管して、利用していただくというような制度となっている。公文書センターも蔵書数に限りがあるため、その辺は厳密に運用していきたいと考えている。

ただし、今回のような古いものは、当時きちんと分けられておらず、公文書として登録しているものもある。そのため、暫くの間は、こういった公文書に該当しないものも当委員会の廃棄予定リストの中に紛れ込んでくると考えられる。現在は、そういったことの周知が進んでおり、公文書か公文書ではないものかというのも職員が承知しているため、公文書ではないものを公文書としてシステムに登録にすることはなくなってきた。

「生改グループ機関紙「いずみ」第1号～17号S46～62」について、県立図書館には所蔵されていないということだったが、公文書として公文書センターで引き受けるというのは難しい。利用者にとってもそれぞれの保存すべき場所にあるのが一番良いと考える。

県立図書館では、寄贈をお願いしたい資料ということで、県や市町村が発行した行政資料といったものも積極的に寄贈してください、という周知を図っている。こういった制度を利用するように県の各所属にも周知をしていくような方法が考えられる。

(伊藤委員長)

次に、「山形県道路整備長期計画調査の委託契約(東北地建)」と「山形県道路

整備長期計画調査委託山形県管内」について、意見を伺っていきたい。

(佐藤委員)

調査が終わったという内容が書いてあるだけだったので、歴史公文書には該当しないという判断でいいと思う。

(伊藤委員長)

歴史公文書には該当しないということだったが、他に御意見はあるか。

(他委員)

<意見等なし>

(佐藤委員)

先ほどの行政刊行物の話に戻るが、基本的に県立図書館ないしは行政情報センターで、県が発行したもの、ないしは県が発行しているのに近いものは、しっかり保存していくということで理解した。事務局からも県内の各所属に周知を図っていくということだったが、それについてはよろしく願います。

また、次年度以降も、廃棄予定リストとしては、そういった公文書ではないものが入るかもしれないが、その時に「これは県立図書館に行く予定です」というふうに内々に記載いただきたい。もし既に県立図書館に所蔵されているのであれば、廃棄してもいいと思う。県立図書館か行政情報センターのどちらかには必ず残ることが担保されるように運用していただきたい。

また、行政刊行物に関していうと、これは制度上の問題で、条例で担保されているわけではないはずなので、公文書管理条例からは外れるが、当委員会ですっきりと見て、気を配っていく必要があると思う。

(伊藤委員長)

それでは、協議対象となっている5冊の公文書ファイルのうち、「精神薄弱者援護施設開設届(〇〇〇)」と「平成3年度(4年4月1日開所)精神薄弱者援護施設開所届(〇〇〇)」については、中身の届出が基準細目17(2)「許可申請書」に該当するか否か事務局で確認していただき、許可申請書に該当し、かつ重要なものである場合は歴史公文書とし、許可申請書に該当しない場合は歴史公文書ではないものと判断する。

また、「山形県道路整備長期計画調査の委託契約(東北地建)」と「山形県道路整備長期計画調査委託山形県管内」については、歴史公文書には該当しない。

「生改グループ機関紙「いずみ」第1号～17号S46～62」については、歴史公文書には該当しないということでまとめてよろしいか。

(各委員)

<了承>

(伊藤委員長)

それでは、なお確認の件が残るが、その他の3件については歴史公文書には該当しないということで了承したい。

最後に、この場で発言したいことなどあるか。

(佐藤委員)

資料4 (令和3年度末に保存期間が満了する公文書ファイル数一覧について、)

当初からの課題として、延長される公文書ファイルが非常に多いという問題が残っている。これらをなるべく減らしていくのが重要かと思うが、この点に関して、事務局ではどのように考えるか。

(事務局)

延長されるものが多いということについて、要因等は分からないが、こういう現状であることを受け止め、要因を探っていきたい。実際に活用している文書などもある。

(佐藤委員)

ぜひ延長のものが減るように、集中管理と分散管理という議論が最初の規則の時にあったが、やはり集中管理を進めて、少しでも滞留している公文書ファイルを減らすべきかと思うので、もちろん、実際に使っているものはそれでいいと思うが、減らすように努力していただきたい。

(伊藤委員長)

それでは、来年度に向けたことなど、何か協議したい事項はあるか。

(佐藤委員)

全国的に見た時に、山形県の公文書等管理委員会は年1回の開催ということで、もう少し公文書管理の状況を我々委員がしっかり把握することも含めて、他県並みに年2回程度開催するべきではないかと考える。他県の例を見ると、年3回しているところもある。例えば、先ほど監査や研修等の報告があったが、もう少し詳しく報告していただくとか、歴史公文書の選定方針で定める基準細目についても、このままで良いのかなど、廃棄する公文書ファイルについて考えることだけでなく、より大枠について考えるなど、議論の場を設けていただけるとありがたい。

当初、条例上、公文書センターになっているが、公文書館をつくる議論、課題があったわけだが、ぜひ実現するように頑張っていただきたい。

他県の状況など、広い意味での情報交換など、色々な場に出ていくような機会を積極的に設けていただき、よりよい制度とか人材の充実を図っていただきたいと思う。

(事務局)

前向きな御意見について、お礼申し上げます。当委員会については、条例上は、①文書管理規程の改廃があった場合、②不服審査があった場合、③特定歴史公文書の廃棄があった場合の諮問、今回のような④公文書の廃棄に関する意見聴取ということで、開催についてはこういった4つの場合となっている。

様々な報告について、年1回が少ないというのは、他県の事例を見ると、公文書の廃棄について2回に分けて開催しているような事例もあった。事務の執行の状況にもよるが、できるだけ委員の皆様の負担が少ないような形で開催したいと考えている。公文書管理が県の各所属で定着していく中で、複数開催できるようにしていきたい。

公文書館については、人材育成を図るとともに、利用を増やしていき、公文書館の設置につなげていきたい。

また、来年度は、委員の皆様へ他県の公文書館を視察していただくようなことを予算化しているので、状況を見ながら、御案内させてもらい、公文書館の設置に向けた議論、意見交換等をさせていただきたい。

(伊藤委員長)

今後に向けた前向きな意見も様々いただいたので、事務局でも検討を進めていただけることは、ぜひよろしく願います。

5 その他

○ 高橋委員より公文書の廃棄方法について質問があり、事務局より、各所属においてシュレッダーや溶解等で処分している旨回答した。

6 閉 会

《本委員会後における事務局での確認結果について》

○ 協議対象公文書ファイルである「精神薄弱者援護施設開設届（〇〇〇）」及び「平成3年度（4年4月1日開所）精神薄弱者援護施設開所届（〇〇〇）」について、事務局が、再度、歴史公文書（基準細目17：許可申請書）の該当性を確認した結果、当該公文書ファイルに綴られている届出は、「許可申請書」に該当しないものであった。